

所 福 総 第 1 号  
令 和 4 年 4 月 1 日

各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者 様

所 沢 市 長 藤 本 正 人  
( 公 印 省 略 )

社 会 福 祉 法 人 役 員 ・ 評 議 員 変 更 届 の 提 出 に つ い て ( 通 知 )

市 福 祉 行 政 の 推 進 に つ き ま し て は 、 日 頃 格 別 の 御 理 解 、 御 協 力 を 賜 り 厚 く 御 礼 申 し 上 げ ま す 。

さ て 、 本 市 に お い て は 各 法 人 の 役 員 ・ 評 議 員 の 就 任 の 状 況 を 把 握 す る た め 、 「 社 会 福 祉 法 人 役 員 ・ 評 議 員 変 更 届 の 提 出 に つ い て ( 通 知 ) 」 ( 令 和 3 年 3 月 2 6 日 付 け 所 福 総 第 1 6 5 号 。 以 下 「 旧 通 知 」 と い う 。 ) に よ り 社 会 福 祉 法 人 役 員 ・ 評 議 員 変 更 届 を 提 出 い た だ い て お り ま す 。

今 般 、 事 務 掌 握 の 見 直 し に よ り 、 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 所 管 課 が 変 更 に な っ た ほ か 、 理 事 長 の 変 更 ( 重 任 を 含 む 。 ) に つ い て も 届 出 を し て い た だ く よ う 変 更 す る こ と と し ま し た 。

つ き ま し て は 、 改 め て 下 記 の 通 り 通 知 し 、 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 適 用 す る も の と い た し ま す の で 、 内 容 を 十 分 に ご 理 解 い た だ き 、 引 き 続 き 社 会 福 祉 法 人 役 員 ・ 評 議 員 変 更 届 の 提 出 に つ い て 遺 漏 の な い よ う お 願 い い た し ま す 。

な お 、 旧 通 知 に つ い て は 、 令 和 4 年 3 月 3 1 日 を も っ て 廃 止 し ま す 。

記

- 1 提出期限  
就任日から1か月以内
- 2 届出対象  
法人の役員（理事・監事）及び評議員  
※1 任期満了に伴う改選時においては、全員が重任の場合でも届出が必要となります。  
※2 法人の理事長に変更（重任を含む。）があった場合においても届出が必要となります。

3 提出先  
福祉部福祉総務課

4 提出部数  
1部

5 提出書類

(1) 社会福祉法人役員・評議員変更届(様式1-1又は様式1-2)

(2) 役員、評議員選任に係る議事録(写)・議案書(写)

※1 役員の場合は評議員会、評議員の場合は評議員選任・解任委員会等の議事録・議案書を御提出ください。

※2 理事長の変更(重任を含む。)の場合、理事長選任に係る理事会議事録(写)が必要となります。

(3) 新任者の就任承諾書(写)(参考様式1)

(4) 欠格事由等の確認書(写)(参考様式2)

(5) 履歴書(写)(参考様式3)

(6) 役員一覧及び評議員一覧(参考様式4)

※1 役員又は評議員どちらか一方のみの変更の場合も、両一覧を御提出ください。

<注意事項>

1 写しの書類について、原本証明は不要とします。

2 参考様式1から3までについて、「㊟」等の記載がありますが参考例を示したものであり、押印を求める趣旨を示しているものではありません。

3 役員の変更が理事長の変更(重任を含む。)のみで、変更後の理事長が任期中の役員であり、(3)～(5)を既に所沢市へ提出している場合は、再度提出する必要はありません。(1)、(2)

※2、(6)を提出してください。

所沢市福祉部福祉総務課  
電話 04-2998-9113